

第1回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもの権利の保障検討部会での主な意見

1 第2章「子どもの権利の保障」に盛り込まれるべき内容

【部会での主な意見】

- ・子ども基本法の文章を全員で読んで共有することをスタートにしないと、漏れが出てしまう。
- ・4つの項目（①子どもの権利、②権利侵害の禁止、③権利保障のために必要なこと、④救済機関）について、権利保障で規定することについては問題ない。
- ・子どもが理解しやすいように、「権利侵害の禁止」と「権利を守ること」を分けて両方とも明示することはすごく大事。
- ・千葉市らしさをどう盛り込めるかを考えたいが、無理に盛り込む必要はなく、大切なところはそのまま記載したほうがよいのではないか。
- ・ネットやSNS等によるいじめの線引きなど、時代に沿ったものも足すことができればよい。
- ・事務局より紹介のあった政策に関する提言ないし評価をするような委員会が、別途附属機関として設置できるとよいのではないか。

2 各論（子どもの権利）

(1) どのように、どこまで明記するのか

(2) 条約に則り網羅？

【部会での主な意見】

- ・子どもの権利について、条約や児童憲章、法律等に基づき規定をするとよいのではないか。

(3) 子どもにわかりやすい表現で？学校等の授業で取り扱うことを見据え。

【部会での主な意見】

- ・子どもが一人で読んで理解できるようにする必要がある。
- ・すべての子どもに等しく権利があることがわかるように表現できるとよい。
- ・安心して生きる権利やその他の権利について、具体的なものを列挙する等の対応をすることでわかりやすくなり、より伝わるのではないかと。
- ・大人等からの権利侵害について、子どもが拒否ができる権利があることを明記することが望ましい。
- ・子どもが子どもの権利を理解し、権利侵害を防ぐために、学校で活用できるようなパンフレットを作成することもよいと思う。

(4) (規定を) 無?

→「規定しない」という意見はなし。

3 各論 (権利侵害の禁止)

(1) 「4 各論 (権利保障のために必要なこと)」と分けるか?それとも権利を侵害しない・保障するためにすべきことをまとめて記載するか?

→「まとめて記載する」という意見はなし。

(2) 禁止については、虐待・体罰・いじめ、だけか?それともそれ以外にも?

【部会での主な意見】

- ・差別、選択の自由の侵害、性的な搾取、虐待 (保護者以外からの虐待を含む) について禁止されることを規定したほうがよい。

(3) その他

【部会での主な意見】

- ・「市としてやること」の視点も必要。条例なので、行政、こどもに関連する施設等で取り組むことを記載したい。
- ・生活保護等社会保障に関することや、社会に搾取されてしまう家庭に対する支援のこと等、親に対してあなたが誰かを頼ってもいいということを伝えていける内容だとい。
- ・家庭や保護者だけではなく、こどもがいない人も含めてみんなで子育てに参加するんだというぐらいの気持ちになれるとよいと思う。
- ・全体として若者期に親からの権利侵害が多い。権利保障の問題も、親の養育期の問題だけにとらわれると、若者を守る法体系や権利保障というのはなくなってしま。

4 各論 (権利保障のために必要なこと)

(1) 「3 各論 (権利侵害の禁止)」と分けるか?

→「まとめて記載する」という意見はなし。

(2) 家庭、施設、地域でわかるか?

【部会での主な意見】

- ・こどもが権利保障のために必要なことを身につけるには、学校にあがる前の段階で、家庭や未就学児が利用する施設でも基礎的な経験ができる必要があるのでは。
- ・こどもの施設の定義を明確にするべき。

- ・こどもの施設は学校以外の、未就学児が利用する施設も含まれることがわかるようにしてほしい。
- ・学校の教職員について、安全配慮義務等、こどもを守るべきことを認識してもらう必要がある。

(3) 課題解決に向けたメッセージをいれるか？

→意見なし。

5 各論（救済機関）

(1) 現状：相談機関は縦割りで存在 救済機関は不明（ない？）

(2) ワンストップの相談・救済機関の必要性

(3) 例（川崎市、多治見市、目黒区、名張市、豊島区、札幌市等）

【部会での主な意見】

- ・権利の侵害があったときに、窓口を探さなくてもすぐに相談ができるよう、ワンストップで相談できる機関が必要である。
- ・適切な相談先がすぐに分かるように配慮が必要であるが、当該相談機関の業務外の相談であった場合は、単に相談先を紹介するだけでなく、適切な相談機関につなげられるとよい。
- ・思い立ったら気軽に相談できる体制を構築してほしい。
- ・相談機関は相談者に真摯に向き合い、対応した結果がこどもに伝わるようにしてほしい。
- ・解決を求めている悩み等について、いつでも傾聴してくれる人や機関も必要である。
- ・相談機関と救済機関が解決につながるよう、連携について留意すべき。
- ・救済機関について、事業内容を明確にし、市及び教育委員会から独立した第三者性を担保することが必要。
- ・救済機関について、運営にあたり政策的な課題が明らかになった場合は、市に対して意見を述べられること。